



分科会 1 災害時医療と薬剤師 ～明日おこるかもしれない大規模災害に備えて～

10月7日(日) 15:00～17:30 メイン会場 (アクトシティ浜松 1F 大ホール)

W-01-03

災害時における行政の役割

いいむら やすお
飯村 康夫
厚生労働省

分科会
1

昨年3月11日に発生した東日本大震災への厚生労働省が行った様々な対応のうち、薬剤師による医療提供に関連する厚生労働省の対応と今後の課題を紹介する。

被災地での薬剤師の役割としての期待は、チーム医療の一員として医療機関、救護所等での調剤業務のみではなく、医薬品等の支援物資の仕分けと管理、救護所・避難所等における薬剤交付・服薬説明・おくすり相談、避難所等の衛生管理など、多岐に渡るものである。東日本大震災では、阪神・淡路大震災の時とは異なり、重度の外傷等の急性期の救命・救急医療よりも、普段から治療していた疾病といった慢性期の医療のニーズが高かった。このため、高血圧、糖尿病等の薬物療法を中心とした医療の継続的な提供が求められており、被災地での医療確保には、薬剤師の役割が重要であり、十分な人数の確保が不可欠であった。医薬分業の進展、後発医薬品の使用率の向上が、被災地での医療活動で、医師・看護師が、薬剤師を頼ることとなった背景にもなっていると考えられる。

このように、被災地では、医薬品という「物」ばかりではなく、多くの薬剤師が必要とされたことから、厚生労働省では、日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会に対して、震災直後より被災地への薬剤師派遣を依頼するとともに、4月5日付けで改めて、継続的な薬剤師派遣とお薬手帳の活用等を依頼している。

また、厚生労働省では、3月11日の震災発生後、直ちに厚生労働大臣を本部長とする「厚生労働省災害対策本部」を立ち上げ、翌3月12日には岩手、宮城及び福島県の3県に東北厚生局長等を本部長とする「厚生労働省現地連絡本部」(厚生労働省現地対策本部)を設置して、情報収集等に着手し、災害救助法に基づく救助を行ったほか、医療、福祉、雇用等様々な分野で被災者の支援を行った。

震災発生の翌日である3月12日には、被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについて、薬事法第49条第1項における「正当な理由」に該当し、医師による処方箋の入手が困難な患者に対しては、処方箋無しで、必要な処方箋医薬品を提供することが可能な旨を通知するなど、被災地における必要な薬物療法の実施について、保険調剤の取扱いを含めて柔軟な運用を図り、被災地での薬剤師による医療提供の支援を行った。このほか、必要な医薬品の確保のため、関係団体に協力を依頼し、被災地に医薬品を届けたことや医療機関間等での医薬品等の融通を認めたこと、また、被災した薬局に対する財政支援などの対応を行った。

課題として挙げられるのは、被災県の県庁、市長村及び地域の薬剤師会も被災して、対応に追われていたため、通知類の関係者への周知が遅れたこと(例えば、無償で受診できるとの災害救助法や健康保険法上の取扱いは、ラジオ・テレビで知った患者から聞かされたなど)、ガソリン不足による給油制限のため、発災後初期には医薬品等の被災地への輸送が十分にできなかったことなどがある。また、現時点でも、被災地の医療機関・薬局で、調剤に従事する薬剤師の確保が困難であるとの課題がある。

さらに、次の災害に対して備える上で、今回の震災における様々な経験は、多くの犠牲の下での貴重なものであることから、それらを活かすべく、平成23年度の厚生労働科学研究費補助金により、「薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究」の研究班(研究代表者:富岡 佳久 東北大学大学院薬学研究科教授)を立ち上げた。当該研究班では、日本薬剤師会及び被災3県の薬剤師会等に協力を依頼し、災害時の薬剤師による医療支援体制、被災地での薬局機能の確保等を調査・検討し、今回の震災の経験を踏まえた、より実践的な災害対策マニュアルとして「薬剤師のための災害対策マニュアル」(平成24年3月作成)をとりまとめている。薬剤師あるいは薬局として、平時から取り込むべき事項や災害時に行うべき事項等を整理し、災害時の携帯品リスト等の参考資料をまとめたものである。本マニュアルを参考として、個々の薬局、医療機関及び薬剤師会でも、実践的な災害対策マニュアルを作成し、定期的な訓練の実施を行うなど、次の災害に備え、被災地で薬剤師が活躍することを期待する。

最後に、当職が、厚生労働省の現地対策本部員(福島県担当)として、3月24日から31日に福島県に派遣された際の対応等についても、簡単に紹介する。